

研究の窓

税制改革と社会保障

藤 田 晴

昭和62年11月に行われた竹下首相の税制調査会への諮問は、「経済の活性化に配慮しつつ、長寿・福祉社会をより確実なものとして維持していくためには、所得・消費・資産等の間で均衡がとれた安定的な税体系を構築することとし、早急に成案を得る必要がある」として、税制の全面的な見直しを求めている。ここに税制改革は新しい局面に入り、長寿・福祉社会の財政的基盤を確立することが、改革の基本目的とみなされることになった。新税反対論者の矛先をにぶらせるための便法として福祉を利用しようとするのでなければ、これはまことに結構なことである。しかしながら、本当に活力ある長寿・福祉社会の確立を基本目的とするのであれば、税制改革は社会保障長期計画の策定と並行的に進められなければならない。21世紀初頭までの社会保障給付の規模と構造、さらにこれに対応する社会保障財源政策について、基本方針が決定されなければ、福祉社会のための税制改革構想は立案できない。この意味において、竹下税制改革のプログラムは、税財政の専門家と社会保障の専門家が、緊密な協力のもとに策定しなければならない性格をもっているのである。とくに以下の3点については、社会保障サイドからの積極的な協力が重要であろう。

第1は、活力ある長寿・福祉社会にふさわしい社会保障と国民負担の将来規模について、目標設定を行うことである。21世紀に入ってから国民負担率のあり方については、臨調と行革審の見解があるが、いずれもあまりにも漠然としている。社会保障とくに老後保障の内容を全面的に再検討した上で、いっそう具体的な目標を設定することが望ましい。そのためには、年金と老人医療の両分野にわたって、給付の重点化、効率化のための見直しを行うとともに、老人福祉サービス整備計画を推進することが必要であろう。

第2は、基礎年金と老人医療の両分野について、財源調達方式を根本的に見直すことである。昭和50年代に入ってから、保険料負担の急激な引き上げに伴って、国民年金保険料免除率は上昇し続け、十数パーセントまで高まった。また、保険料の納付率を表わす検認率は、しだいに低下する傾向を示してきた。60年度以後は、免除基準とその適用の厳正化により、免除率は引き下げられたが、その代り

に検認率が急落している。もし保険料中心の財源調達方式を守っていこうとすれば、将来も国民年金定額保険料の大幅な引き上げが必要とされる。これを実現することはおそらく政治的に困難であろう。かりに実現できたとしても、保険料の免除あるいは滞納のため、基礎年金受給額が本来の水準を下回る高齢者がますます増大する危険が大きい。また老人医療に関しても、国民健保財政の行き詰まり、激増する老人医療費の負担に対する健康保険組合サイドの強い抵抗等、将来に不安を感じさせる材料が目につく。老人保健法等による老人医療費分担システムが、今後長期にわたってうまく機能していくかどうかは、疑問の余地が大きいように思われる。以上のような最近の動向を重視すれば、臨調および行革審のように、保険料中心主義の考え方を固執するのは、はたして賢明であろうか。

第3は、上述の問題点をふまえて、一般消費税を福祉目的税として導入する提案の是非を検討することである。もし基礎年金と老人医療の一方あるいは双方について、将来の保険料負担の相当部分を一般財政負担へ切り替えるのが望ましいとすれば、一般消費税の導入は避けられない。この新税を一般財源とするか福祉目的財源とするかの決断は、社会保障財源政策の重大な岐路になるから、社会保障関係者の発言が大きな影響力をもつことになる。また目的税方式を支持する場合には、どのようなタイプの税を選ぶか、どのような範囲の支出を対象とするか、特別会計方式をとるかどうか等の諸点について、見解を明らかにすべきである。

(ふじた・せい 大阪大学教授)